

各保育・教育施設設置者様
施設長・園長様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等の一部改定について

日頃から本市保育・教育行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症にかかる、保育所等における臨時休園等の対応につきましては、これまで「保育所等における臨時休園の判断にかかる対応等について」（令和2年4月17日付 こ保運第374号）に基づきご対応をいただいているところですが、昨今の状況の変化等を踏まえ、「職員」又は「在園児」がPCR検査で「陽性判定」が出た場合の休園等の対応を一部改訂しました。

今後、各園で、園関係者の感染が確認された場合等は、本通知に基づき園と市（区及びこども青少年局）で調整のうえ対応してまいりますので、予め、御確認くださいようお願いいたします。

【主な変更点】

当初通知（4月17日）時点とは異なり、現状では、保健所の行動調査により濃厚接触者に特定された方は、全員がPCR検査を受診することとなっています。

このことを踏まえ、「職員」又は「在園児」が陽性となった場合の保育所等の対応について、次の考え方に基づき、園と市（区及びこども青少年局）で調整のうえ対応します。

	4月17日通知による取扱い	本通知による変更点
保健所の行動調査前	保健所の行動調査が終了するまで一時、完全休園	（変更なし）
行動調査後	（行動調査の結果を踏まえ、休園期間等を決定）	【職員又は園児に濃厚接触者がいる場合】 ① 濃厚接触者のPCR検査の結果が出るまでの間は完全休園 ② 濃厚接触者のPCR検査の結果が全員陰性であった場合、健康観察期間中は引き続き原則休園を継続しつつ、特に保育が必要な園児（濃厚接触者を除く）に保育を提供 【職員又は園児に濃厚接触者がいない場合】 再開日を園と市で調整のうえ、保育を再開

【区こども家庭支援課に報告する基準】

<職員の場合>

①「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（令和2年5月11日付 厚生労働省通知）で示された次の症状がみられ、「感染症帰国者・接触者相談センター等」に相談をする段階。

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合や、強い症状と思う場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。）

※①に至る前の発熱等の症状がある場合にも、区こども家庭支援課にご相談ください。

②保健所から濃厚接触者に特定された場合。

<在園児の場合>

職員の場合の①と同様。

【添付資料】

- (1) 保育所等における臨時休園の判断基準の改定について
- (2) 新型コロナウイルスの対応フロー図
(職員の場合・在園児の場合・在園児の家族の場合)

<担当連絡先>

保育・教育運営課：671-3564

保育所等における臨時休園の判断基準の改定について

本基準については、保育所等という事業の性質に鑑み、こども青少年局として対応を整理したものです。

1 関係者が新型コロナウイルスの陽性となった場合

(1) 保健所による行動調査前*

〔※行動調査：園関係者がPCR検査で陽性になった場合、園児、職員等のどの範囲が「濃厚接触者」となるか、保健所が園訪問するなどにより行う調査です。〕

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

全ての園関係者に濃厚接触者となる可能性があることから、行動調査が終了するまで園全体を一時、完全休園。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて*1】

- ア 在園児の同居の家族（送迎実施者）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。
陽性となった在園児の家族と接触した保育士について、
行動調査が終了するまで出勤を停止。
- イ 在園児の同居の家族（送迎の実施なし）が陽性の場合
当該家庭の子どもは濃厚接触者となるため登園停止。

※1 保護者へのお知らせについて
園の運営に影響が出る場合には、①個人情報に配慮しながら、②該当者の同意を得るなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。
また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

(2) 行動調査終了後

① 職員が陽性の場合【全保護者に周知】

（以下の◎は対応が変更になった項目）

<園の対応>

【職員又は園児に濃厚接触者がいる場合】

◎保健所の行動調査に基づく濃厚接触者は全員がPCR検査を受診。

- ・PCR検査の結果が出るまでの間は引き続き完全休園。
- ・PCR検査の結果によって園の対応を決定。

ア 全員が陰性の場合：濃厚接触者の健康観察期間については、原則休園を継続しつつ、特に保育が必要な園児（濃厚接触者を除く）の保育の提供（※）。

イ 陽性者が出た場合：新たに行動調査を実施し、濃厚接触者の特定とPCR検査を実施。濃厚接触者全員が陰性となるまでの間は引き続き完全休園。

※休園期間中の保育の提供は原則自園で行う。ただし、濃厚接触者に特定された職員が多く、当該園で保育が提供できない場合には、他園での代替保育を実施。

【職員又は園児に濃厚接触者がいない場合】

再開日を園と市で調整のうえ、保育を再開

<濃厚接触者に特定された場合の対応>

◎該当者全員がPCR検査を受診。

- ・陽性になった場合、医療機関及び保健所の指示に従い、療養が終了するまでの間は登園・出勤を停止（就業制限）。
- ・陰性になった場合でも、保健所が指定する健康観察の期間は、登園・出勤を停止。

<濃厚接触者に特定されない場合の対応>

- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認できるまで、全員自宅待機。
- ・濃厚接触者の全員の陰性が確認された場合、特に保育が必要な場合のみ登園・出勤可。

② 在園児が陽性の場合【全保護者に周知】

①と同じ対応。

③ 在園児の同居の家族が陽性の場合【保護者へのお知らせについて※1】

行動調査に基づき、保健所が濃厚接触者を特定し、該当者の登園・出勤を停止。

園内消毒を実施するなど、園運営に影響が出る場合、陽性となった該当者が特定されない形で、全保護者に周知。

2 関係者が濃厚接触者となった場合【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が濃厚接触者の場合

当該職員の出勤停止。

② 在園児が濃厚接触者の場合

当該子どもの登園停止。

③ 在園児の家族が濃厚接触者の場合

当該家族による送迎を停止。

※2 保護者へのお知らせについて

2及び3に該当する際に、保護者全員へお知らせしたいとお考えの場合は、①新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、人権に十分配慮することや、②該当者の同意を得ることなどを行い、文言についても区と園が調整したうえで、保護者全員にお知らせをしてください。

また、お知らせをした際は、こども青少年局にもお知らせを送っていただくようお願いします。

3 関係者がPCR検査受診の期間中【保護者へのお知らせについて※2】

① 職員が受診中の場合

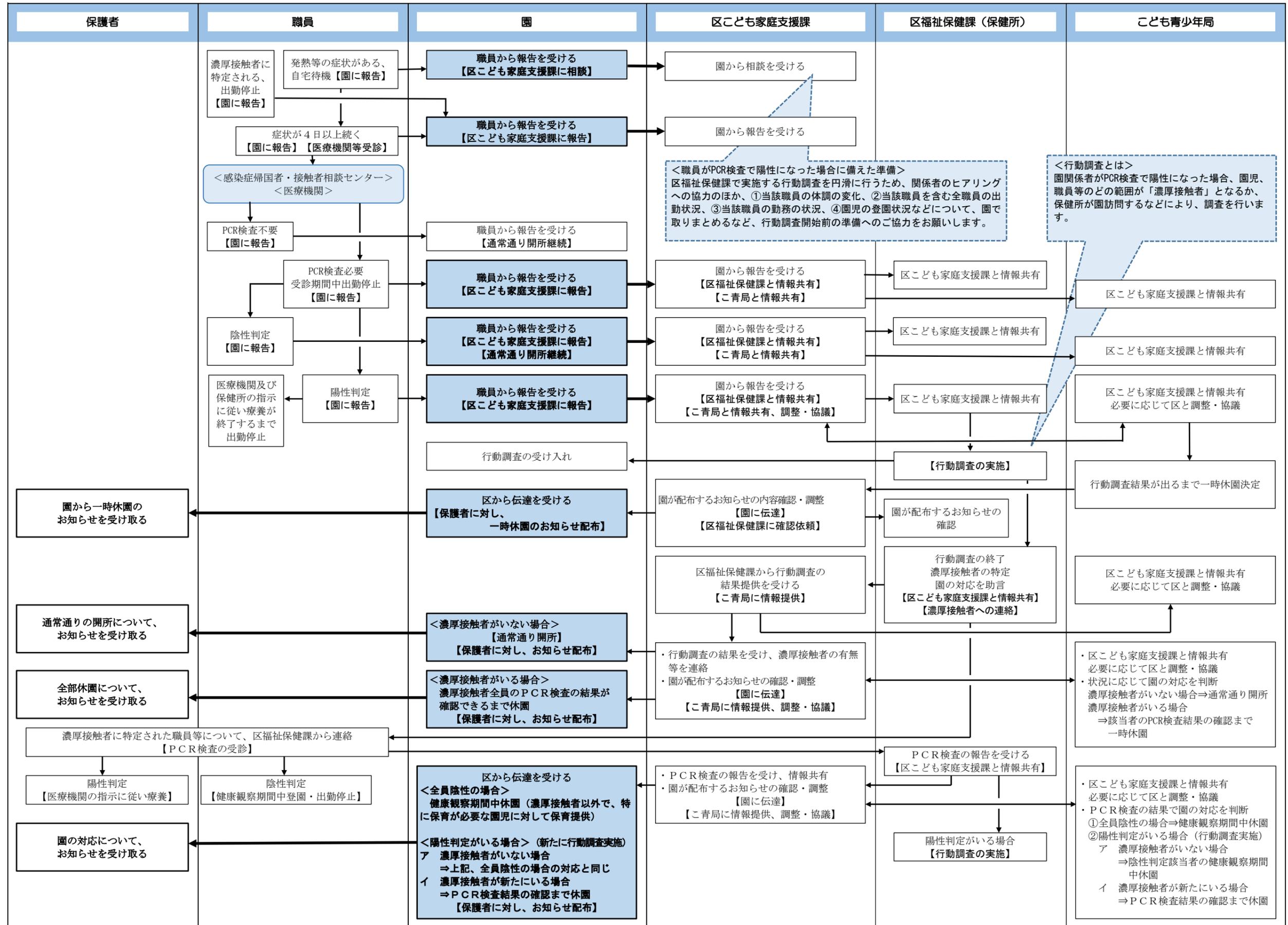
② 在園児が受診中の場合

③ 在園児の家族が受診中の場合

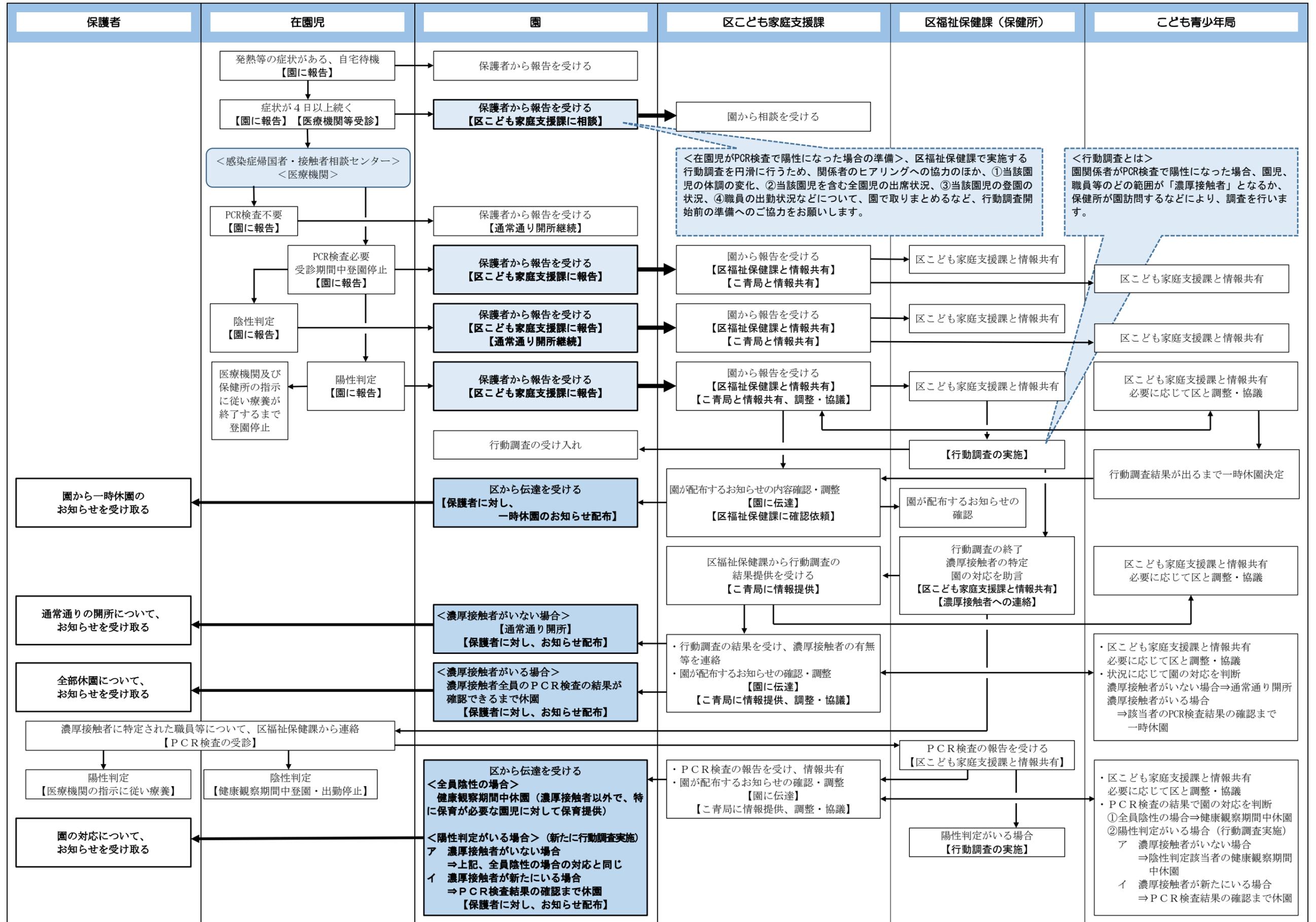
診断が確定するまでは通常通り保育所を開所。

PCR受診者は診断が確定するまで登園・出勤・送迎を停止。

保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（①対象者：職員の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：②在園児の場合）



保育所等における新型コロナウイルスの対応フロー（対象者：③在園児の家族の場合）

